

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 【現改比較表】 2021年2月25日現在

～2021年2月24日

2021年2月25日～

[V15.0 \(2021.2.24\)](#)

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編

第1章 総則

(用語の定義)

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
3 SDPF	データ利活用に関するビジネスを支援するプラットフォーム。 SDPFサービスには、別冊に定める以下のサービス(以下、「別冊に定める各サービス」といいます)を含みます。(https://ecl.ntt.com/kiyaku/) ・ Enterprise Cloud1.0 サービス ・ Enterprise Cloud2.0 サービス ・ Flexible InterConnect サービス ・ Professional Support Services ・ Distributed Secure Internet GateWay サービス ・ Super OCN Flexible Connect

[V15.1 \(2021.2.25\)](#)

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編

第1章 総則

(用語の定義)

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
3 SDPF	データ利活用に関するビジネスを支援するプラットフォーム。 SDPFサービスには、別冊に定める以下のサービス(以下、「別冊に定める各サービス」といいます)を含みます。(https://ecl.ntt.com/kiyaku/) ・ Enterprise Cloud1.0 サービス (別冊 Enterprise Cloud 1.0 サービス) ・ Enterprise Cloud2.0 サービス (別冊 Enterprise Cloud 2.0 サービス) ・ Flexible InterConnect サービス (別冊 Flexible InterConnect サービス) ・ Professional Support Services (別冊 Professional Support Services) ・ Distributed Secure Internet GateWay サービス (別冊 Distributed Secure Internet GateWay サービス) ・ Super OCN Flexible Connect (別冊 Super OCN Flexible Connect) ・ IoT Connect Mobile Type S サービス (別冊 IoT)

[附則 \(令和3年2月18日 D P Sサ第00745903号\)](#)
[この改正規定は、令和3年2月25日から実施します。](#)